

伊勢赤十字病院看護学生奨学金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師、助産師、保健師養成施設の看護大学、短期大学、看護専門学校等（以下「学校等」という。）に存学する看護学生に対し、在学中に必要な経費の一部を奨学金として貸付け、就学の便宜を図り、もって伊勢赤十字病院（以下「病院」という。）の看護職員の確保に資するものとする。

(奨学生)

第2条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、学校等卒業後直ちに病院又は院長の指定する施設の看護師・助産師又は保健師（以下「看護職員」という。）として、奨学金の貸付けを受けた期間を勤務しなければならない。

2 奨学生の数、各年度毎に別に定める。

(奨学金貸付額)

第3条 奨学生に奨学金として貸付ける額は、別紙のとおりとする。

(奨学金貸付期間)

第4条 奨学生に奨学金として貸付ける期間は、学校等の学則に定める正規の在学期間の範囲内とする。

(奨学金貸付の申請、決定)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付願（別紙様式1）、誓約書（別紙様式2）を以って、病院に申請するものとする。

2 申請期間については、全学年において4月1日から7月末日までとする。

3 奨学金貸付願を申請した者については、病院において選考を行い採否を決定し、その旨、申請者に通知するものとする。

(奨学金貸付の手続)

第6条 奨学生は、本人名義の口座振込願（別紙様式4）を院長に提出するものとする。

2 奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。

3 奨学生は、奨学金貸付期間中及び病院又は院長の指定する施設で返還金の免除を受ける間に、氏名、住所を変更したときは、直ちに改氏名、住所変更届（別紙様式3）を院長に届け出なければならない。

(保証人)

第7条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、保証人をたてなければならない。保証人は奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

2 保証人の氏名、住所に変更があったとき又は保証人を変更したときは、直ちに改氏名、住所変更届（別紙様式3）又は保証人変更届（別紙様式5）を院長に届け出なければならない。

3 保証人は、誓約書及び保証人変更届の提出に際しては、印鑑証明書を添付するものとする。

(奨学金の停止、貸付金の返還)

第8条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の停止、貸付金を返還するものとする。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
- (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 学業途中において、停学、休学等（傷病、その他やむを得ない理由と院長が認めた場合の休学等を除く。）、奨学生として適性を欠き、奨学生を取り消されたとき。
- (5) 卒業後、病院又は院長の指定する施設に直ちに勤務しなかったとき及び病院の許可する学校以外の学校に進学したとき。
- (6) 職員採用試験に不合格のとき。
- (7) 卒業後、初回の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消されたとき。
- (8) 卒業後引き続いて病院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職したとき。
- (9) 死亡したとき。

2 奨学生は、退学、停学、休学等となったとき、保証人は奨学生が死亡したとき、直ちに院長に届け出なければならない。

(返還金の免除)

第9条 奨学生が、卒業後直ちに病院又は院長の指定する施設の職員となり、奨学金の貸付けを受けた期間を勤務した場合は、奨学金貸付額の全額の返還を免除する。

- 2 奨学生が、病院又は院長の指定する施設の職員となって、業務に起因する、死亡、心身の疾病のために業務を継続することができなくなったときは、返還金を免除する。
- 3 返還金の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式6）を院長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第10条 奨学生が卒業後、院長の許可する大学院、大学、保健師、助産師学校等へ進学のため、直ちに病院又は院長の指定する施設に勤務できないとき及び病院又は院長の指定する施設の職員となって、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（別紙様式7）を院長に提出しなければならない。

ただし、院長の許可する学校等（大学院を含む）へ進学のための猶予期間は、その学校等の学則に定める正規の在学期間とする。

(返還金の額)

第11条 返還する貸付金の額は、奨学金として貸付けた額の全額とする。

ただし、卒業後引き続いて病院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職した場合は、貸付額全額から奨学金の貸付けを受けた期間（月数）より勤務月数を差し引いた月割相当額とする。なお、勤務月数1ヵ月未満は切り捨てることとする。

- 2 返還は、原則として貸付金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から3ヵ月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

(細則の制定)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正施行する。